

日本生協連コープ商品の放射性物質検査結果 2019年度(2019年4月～2020年3月)

	基準値 (Bq/kg)	検出限界 (Bq/kg)	検査実施数	検出せず	基準値未滿	基準値超過
飲料(水)	10	2	10	10	0	0
飲料(茶)			10	10	0	0
茶葉 *1			35	35	0	0
乳・乳飲料	50	10	389	389	0	0
乳児用食品			62	62	0	0
乳製品 *2	100	10	59	59	0	0
穀類(米)		20	200	200	0	0
穀類(その他)			12	12	0	0
野菜類			20	20	0	0
山菜類			0	0	0	0
果実類			23	23	0	0
豆類			11	11	0	0
イモ類			1	1	0	0
菌茸(乾燥しいたけ) *3			16	14	2	0
菌茸(生しいたけ)			0	0	0	0
菌茸(その他)			1	1	0	0
油類			3	3	0	0
肉類			3	3	0	0
卵			5	5	0	0
水産品			27	27	0	0
水産品(藻類)			1	1	0	0
食品(その他)			147	147	0	0
飲料(野菜・果実)			50	50	0	0
飲料(その他)			14	14	0	0
ペットフード	-		-	0	0	0
家庭用品 *4		2		2	0	0
その他		0		0	0	0
合計			1101	1099	2	0

*1：茶葉の検査は、厚生労働省の通知に基づいています。まず茶葉に含まれる放射性セシウムを測定し、200Bq/kgを超えた場合その茶葉を使った茶湯が基準値(10Bq/kg)を満たすか検査します。検出限界は、茶葉を直接検査する場合は20Bq/kg、抽出した茶湯の場合は2Bq/kgです。

*2：一般食品の中でも、小さい子どもの利用が想定される食品(プリン、ジュース、菓子など)や、乳を主原料とする乳酸菌飲料や乳製品については、牛乳や乳児用食品と同じ検出限界(放射性セシウムについて10Bq/kg)で検査を行っています。

*3：乾燥しいたけの検査は、厚生労働省の通知に基づき、重量変化率を用いて水戻し後の状態に換算した結果で評価し

*4：園芸用の土や肥料などについては、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づいて検査を実施することとしています。

※基準値、検出限界は、セシウム134、セシウム137を合算した量で表記しています。例えば一般食品であれば、セシウム134について10Bq/kg、セシウム137について10Bq/kgを検出限界として測定しています。実際の検査は、セシウム134、セシウム137を個別に測定します。